

東京都市計画特別用途地区の変更 〔足立区決定〕 【総括図】

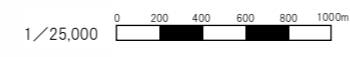
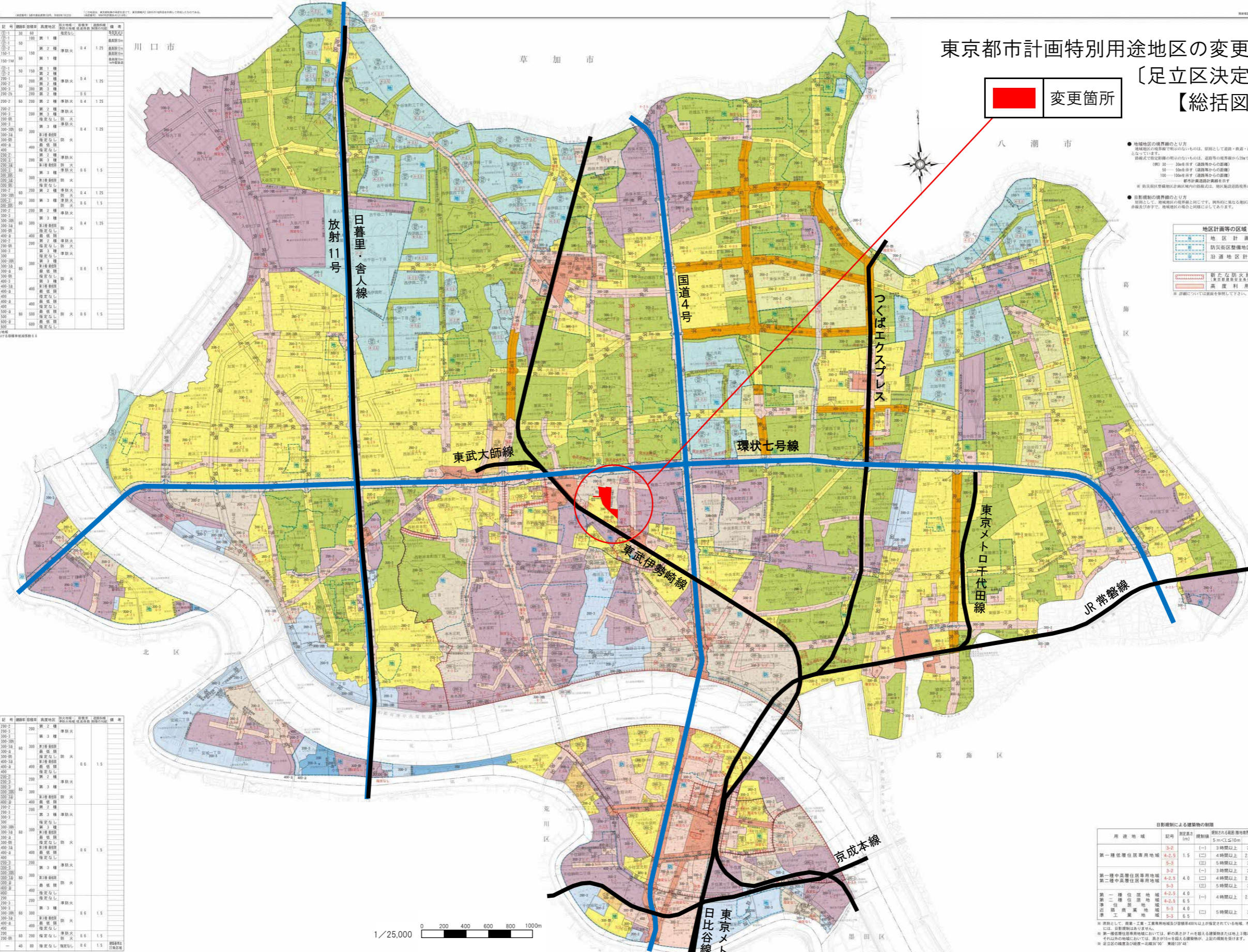
 変更箇所

- 地域地区の境界線の上り方
● 影響規制の境界線の上り方

地区計画等の区域	
	地区計画区域
	防犯地区整備地区計画区域
	沿道地区計画区域
	新たな防犯規制区域 （安全確保に必要と認められる区域）
	高度利用地区

用途地域	記号	用途制限	高さ制限	防火地域	防火区分	備考
第一種低層住居専用地域	100-1	第一種	10m	準防火	1.25	建築基準法第10条第1項第1号
第一種中高層住居専用地域	100-2	第一種	20m	準防火	1.25	建築基準法第10条第1項第2号
第二種中高層住居専用地域	200-1	第二種	30m	準防火	1.25	建築基準法第10条第2項第1号
第一種住居地域	100-3	第一種	10m	準防火	1.25	建築基準法第10条第1項第3号
第二種住居地域	200-2	第二種	20m	準防火	1.25	建築基準法第10条第2項第2号
準住居地域	300-1	第一種	10m	準防火	1.25	建築基準法第10条第3項第1号
近隣商業地域	400-1	第一種	10m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第1号
商業地域	500-1	第一種	10m	準防火	1.5	建築基準法第10条第5項第1号

用途地域	記号	用途制限	高さ制限	防火地域	防火区分	備考
準工業地域 （特別工業地区）	300-2	第二種	20m	準防火	1.5	建築基準法第10条第3項第2号
準工業地域	300-3	第三種	30m	準防火	1.5	建築基準法第10条第3項第3号
工業専用地域	400-2	第一種	10m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第2号
工業専用地域	400-3	第二種	20m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第3号
工業専用地域	400-4	第三種	30m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第4号
工業専用地域	400-5	第四種	40m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第5号
工業専用地域	400-6	第五種	50m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第6号
工業専用地域	400-7	第六種	60m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第7号
工業専用地域	400-8	第七種	70m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第8号
工業専用地域	400-9	第八種	80m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第9号
工業専用地域	400-10	第九種	90m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第10号
工業専用地域	400-11	第十種	100m	準防火	1.5	建築基準法第10条第4項第11号



用途地域	記号	規制高さ (m)	制限される建築物の階数からの距離 (m)	
			5m < L ≤ 10m	10m < L
第一種低層住居専用地域	100-1	3-2	(-) 3階以上 2階以下	(-) 4階以上 2階以下
第一種中高層住居専用地域	200-1	3-2	(-) 3階以上 2階以下	(-) 4階以上 2階以下
第二種中高層住居専用地域	200-2	3-2	(-) 3階以上 2階以下	(-) 4階以上 2階以下
第一種住居地域	100-3	4-2.5	(-) 4階以上 2.5階以下	(-) 5階以上 2.5階以下
第二種住居地域	200-3	4-2.5	(-) 4階以上 2.5階以下	(-) 5階以上 2.5階以下
準住居地域	300-1	4-2.5	(-) 4階以上 2.5階以下	(-) 5階以上 2.5階以下
近隣商業地域	400-1	5-3	(-) 5階以上 3階以下	(-) 6階以上 3階以下
商業地域	500-1	5-3	(-) 5階以上 3階以下	(-) 6階以上 3階以下

※ 制限として、商業・工業・工業専用地域及び特別工業地区に指定されている地域、準住居地域には、影響規制は及びません。
※ 第一種低層住居専用地域において、新の規制が7mを超える建築物は地上2階以上の建築物、それ以外の地域においては、高さ10mを超える建築物が、上記の制限を受けず。
※ 足立区の緯度及び経度—北緯35°40' 東経139°48'